

## 新日本石油のコーポレート・ガバナンス改革および新役員体制について

各位

当社は、一貫操業体制の確立と総合エネルギー企業体制への飛躍を基本戦略に掲げ、諸施策の遂行に全力を傾注しているところでありますが、エネルギー産業をめぐる競争環境が一段と厳しさを増す今日、グループとしての経営戦略展開機能を強化することに加え、環境変化に即応する「迅速かつ機動的な意思決定と業務執行体制の確立」が従来にも増して強く求められるようになっております。

また、間接金融から直接金融への変化に対応して、「株主価値重視」の経営を一層強化するとともに、「企業の社会的責任」の増大を背景に、これまでも増して「経営の透明性・健全性」を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に立って当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、きたる6月29日開催の定時株主総会の承認を得てガバナンス改革を実施することとしたほか、同総会において選任願う取締役・監査役の候補者を決定いたしました。この改革を通じて、当社のガバナンス体制を一層健全で活力あるものにするるとともに、従来にも増して、社会的責任を自覚した経営と新たなビジネスの創造に心がけ、もって、皆様のご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

### 記

#### 1. コーポレート・ガバナンス改革の目的

- (1) グループとしての経営戦略展開機能を強化します。
- (2) 迅速かつ機動的な意思決定および業務執行体制を確立します。
- (3) 遵法経営を推進し、経営の透明性・健全性を確保します。

#### 2. コーポレート・ガバナンス改革の方向性

監査役制度を強化する方向での改革とします。

#### 3. コーポレート・ガバナンス改革の具体的内容

##### (1) グループ経営を強化する取締役会の構成および審議体制の確保

主要関係会社(新日本石油精製(株)、新日本石油化学(株)、新日本石油開発(株))の社長を取締役会メンバーに加えるとともに、これら主要関係会社の重要な設備投資等、戦略的なグループ経営の展開に必要な事項を取締役会に付議・報告することとします。

##### (2) 取締役の少人数化

定款(第17条)に定める取締役の員数を「30名以内」から「20名以内」に改めます。なお、6月29日開催の定時株主総会における取締役選任候補者は16名といたします(現在19名)。

##### (3) 役付取締役および代表取締役に関する定款規定の改正

- 定款(第20条)の役付取締役に関する規定中、「副会長を置くことができる」旨の規定を廃止するとともに、常務取締役の員数を「7名以内」から「8名以内」に改めます。
- 定款(第20条)の代表取締役に関する規定を、「会長、副会長、社長および副社長は必ず代表取締役になる」旨の定めから、「取締役会で代表取締役を定める」旨の定めに変更。

##### (4) 取締役任期の短縮

定款(第18条)に定める取締役の任期を、「2年」から「1年」に改めます。

##### (5) 以下の執行役員制度を導入します。

- 被選任者 本部長全員と、副本部長・部長・支店長のうち社内における一定の資格を有する幹部社員で、かつ重要な執行責任を有する部門の長たり得る者を、執行役員に選任します。
- 機能 本部・部・店の特定部門の執行責任を担うこととします。
- 身分 会社との関係は「委任」で、会社に対し善管注意義務を有することとします。
- 任期 1年
- 選任 取締役会において選任することとします。

##### (6) 監査体制の充実

監査役・5名体制を維持するとともに、きたる6月29日開催の定時株主総会における監査役の選任を経て、2001年改正商法の

社外監査役に関する規定を2年前倒して適用し、同基準を満たす社外監査役(一度も取締役・使用人でなかった方)3名の方に就任していただくこととします。

(7)CSR経営(「企業の社会的責任」を重視する経営)の強化

7月1日付で監査部を「CSR推進部」に改めます。

CSR推進部については、従来からの点検監査に加えて、コンプライアンス、環境、品質および人間尊重の観点を重視した「企業の社会的責任」の達成、即ち「CSR経営」のための企画・提言・監査機能を充実させます。

(注)CSR=Corporate Social Responsibility

#### 4. 新役員体制

(1)取締役(16名)

代表取締役社長

渡 文明  
(現 代表取締役社長)

代表取締役副社長 執行役員経営管理第1本部長

西尾 進路  
(現 代表取締役副社長経営管理第1本部長兼経営管理第2本部長)

代表取締役副社長 執行役員環境・品質本部長

大森 輝夫  
(現 常務取締役環境・品質本部長)

常務取締役 執行役員新エネルギー本部長

岡部 達之介  
(現 常務取締役新エネルギー本部長)

常務取締役 執行役員小売販売本部長

津田 直和  
(現 常務取締役小売販売本部長兼小売販売本部リテール販売部長兼潤滑油事業本部長)

常務取締役 執行役員国際事業・需給本部長

佐谷 信  
(現 常務取締役国際事業・需給本部長)

常務取締役 執行役員製造技術本部長

小林 俊和  
(現 新日本石油精製(株)常務取締役)

常務取締役 執行役員研究開発本部長

松村 幾敏  
(現 取締役新エネルギー本部副本部長兼研究開発本部開発部長)

常務取締役 執行役員経営管理第2本部長

塩澤 陽一郎  
(現 取締役経営管理第2本部総務部長)

常務取締役 執行役員エネルギー・ソリューション本部長

松山 行宏  
(現 取締役関東第1支店長)

常務取締役 執行役員潤滑油事業本部長

中村 雅仁  
(現 取締役国際事業・需給本部需給部長)

取締役 執行役員研究開発本部副本部長

毛利 三知宏  
(現 取締役新エネルギー本部FC事業3部長兼研究開発本部中央技術研究所長)

取締役 総合企画部長

平井 茂雄  
(現 取締役総合企画部長)

取締役

小沢 稔  
(現 新日本石油精製(株)執行役員根岸製油所長)

取締役

西部 孝  
(現 新日本石油化学(株)代表取締役社長執行役員)

取締役

甲斐 勝  
(現 新日本石油開発(株)代表取締役社長)

(注)1. 現在の取締役全員の任期は、きたる6月29日開催の定時株主総会終結のときをもって満了となりますので、上記候補者の選任をお願いするものです。

2. 取締役のうち、小沢 稔は、6月30日付で新日本石油精製(株)代表取締役社長に就任して同職を兼任し、また、西部 孝および甲斐 勝は、それぞれ引き続き現職を兼任する予定です。

3. 退任予定取締役: 鈴木孝男、杉山暎一、滝洋二郎、古関 信、木村 康、神野康夫、一色誠一

(2)監査役(5名)

常勤監査役 岡崎 英雄

常勤監査役 坂本 聖二(新任)

監査役 藤井 正雄

監査役 梅澤 節男(新任)

監査役 古川 治次(新任)

(注)1. 藤井正雄、梅澤節男および古川治次は、2001年改正商法(商法特例法第18条第1項)に定める要件を満たす監査役(いわゆる社外監査役)です。

2. 6月29日開催の定時株主総会における監査役選任候補者は、坂本聖二、梅澤節男および古川治次であります。坂本

聖二は現在新日本石油化学(株)常務取締役執行役員であり、また、梅澤節男は国税庁長官、公正取引委員会委員長の職を歴任しており、古川治次は現在三菱商事(株)取締役副社長執行役員の職に就いております。

3. 退任予定監査役:丸田隆也、岡野満武、松下正幸

(3)取締役を兼務しない執行役員(14名)

執行役員 新エネルギー本部ガス事業部長

古関 信  
(現 取締役新エネルギー本部ガス事業部長)

執行役員 環境・品質本部社会環境安全部長

栗本 駿  
(現 環境・品質本部社会環境安全部長)

執行役員 九州支店長

木村 康  
(現 取締役九州支店長)

執行役員 小売販売本部販売部長

神野 康夫  
(現 取締役中国支店長)

執行役員 新エネルギー本部TES事業部長

井町 耕三  
(現 新エネルギー本部TES事業部長)

執行役員 関東第1支店長

加藤木 覚  
(現 小売販売本部販売部長)

執行役員 潤滑油事業本部潤滑油事業部長

倉持 誠  
(現 潤滑油事業本部潤滑油事業部長)

執行役員 秘書室長

北村 光  
(現 秘書室長)

執行役員 経営管理第1本部経理財務部長

一色 誠一  
(現 取締役経営管理第1本部経理財務部長)

執行役員 国際事業・需給本部国際部長

河野 廉  
(現 国際事業・需給本部国際部長)

執行役員 東京支店長

山縣 由起夫  
(現 関東第2支店長)

執行役員 関西支店長

望月 博  
(現 関西支店長)

執行役員 監査部長(CSR推進部長)

田淵 秀夫  
(現 監査部長)

(注)3. (7)に記載のとおり、7月1日付で監査部をCSR推進部に改めます。

執行役員 中部支店長

小橋 英明  
(現 中部支店長)

以上